

壮瞥町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

北海道有珠郡壮瞥町

目 次

1 基本的な事項	1
（1）壮瞥町の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	3
（3）行財政の状況	6
（4）地域の持続的発展の基本方針	8
（5）地域の持続的発展のための基本目標	9
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	10
（7）計画期間	10
（8）公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
（1）現況と問題点	10
（2）その対策	11
（3）計画	12
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	12
3 産業の振興	12
（1）現況と問題点	12
（2）その対策	14
（3）計画	16
（4）産業振興促進事項	17
（5）公共施設等総合管理計画等との整合	18
4 地域における情報化	18
（1）現況と問題点	18
（2）その対策	18
（3）計画	19
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	19
（1）現況と問題点	19
（2）その対策	20
（3）計画	21
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	22
6 生活環境の整備	22
（1）現況と問題点	22
（2）その対策	23
（3）計画	25
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	26

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
（1）現況と問題点	26
（2）その対策	27
（3）計画	28
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	29
8 医療の確保	29
（1）現況と問題点	29
（2）その対策	30
（3）計画	31
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	31
9 教育の振興	31
（1）現況と問題点	31
（2）その対策	33
（3）計画	33
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	34
10 集落の整備	34
（1）現況と問題点	34
（2）その対策	34
（3）計画	35
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	35
11 地域文化の振興等	35
（1）現況と問題点	35
（2）その対策	36
（3）計画	36
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	36
12 再生可能エネルギーの利用の推進	36
（1）現況と問題点	36
（2）その対策	37
（3）計画	37
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	37
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	37
（1）現況と問題点	37
（2）その対策	38
（3）計画	39
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	39
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	40

1 基本的な事項

(1) 壮瞥町の概況

① 壮瞥町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 歴 史

本町は、明治 12 年岩手県人の移住により開拓の鉾が入れられ、郷土の建設が始まりました。明治 32 年 8 月、西紋鼈・長流・有珠の 3 村から分離独立して、戸数 520 戸、人口 4,260 人をもって壮瞥村戸長役場が設置されました。大正 4 年 4 月に 2 級町村制が施行され、徳舜瞥村（現伊達市大滝区）を分村しました。昭和 14 年 4 月に 1 級町村制施行、昭和 37 年 1 月に町制施行となり現在に至っています。

(イ) 位 置

本町は、北海道の南西部、「支笏洞爺国立公園」内に位置し、東経 141 度 4 分 23 秒～140 度 49 分 34 秒、北緯 42 度 30 分 12 秒～42 度 38 分 56 秒にあり、東西 22.256km、南北 15.165km、総面積は 205.01k m²です。

主要都市への距離と車での所要時間は、道都札幌市へ 110km・2 時間 30 分、千歳市、苫小牧市へ 90km・1 時間 30 分、地域行政の中心地室蘭市へ 42km・50 分、隣接伊達市へ 12km・15 分の位置にあります。

(ウ) 地 勢

本町は、長流川の流域の平坦地とその周辺の丘陵地に大別されます。

町の中央を東から西に向かって貫流する 2 級河川長流川の流域は、地味肥沃な細長い農耕地であり、米、小麦、小豆、くだもの、野菜など多様な農産物を生産しています。

流域周辺の丘陵地は、東はオロフレ山、西は有珠山、昭和新山に囲まれ、洞爺湖温泉、壮瞥温泉、蟠溪温泉をはじめ、中心部の滝之町地区、仲洞爺地区にも温泉を有し、明鏡洞爺湖とあいまって豊かな自然景観と天然資源に恵まれた地域です。

(エ) 気 象

本町は、夏は涼しく冬は温暖で四季の変化が穏やかな地域です。気温は平均 8 度前後、夏は 20 度、冬は－2 度程度であり、夏は南西風、冬は北西風が多く、積雪量は山岳地帯で 1 m、平坦地で 50cm 前後となっています。

(オ) 産 業

本町は、長流川流域の平坦地を中心とした農業を主産業として発展してきましたが、近年の社会経済の進展に伴い、洞爺湖をはじめ有珠山、昭和新山など景勝地を有し、町内各地の温泉をおおいに活用した観光産業が大きなウエイトを占めています。

また、農業と連携した観光客誘致のための取り組み、観光果樹園化も進んでいま

す。

かつては地下資源にも恵まれ、硫黄、硫化鉄鉱等が採掘され、第二次産業が隆盛を極めた時期もありましたが、これら鉱山はすべて閉山となっています。

② 壮瞥町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は、鉱山の開発操業や硫化鉄鉱の生産増強などにより、昭和 25 年国勢調査で 7,563 人とピークを迎えましたが、その後、鉱山の閉山や国鉄・電力会社等の合理化、農村地域の都市部への人口流出などにより減少に転じ、平成 27 年には、2,922 人となっています。

年齢別では、高齢者人口（65 歳以上）の増加が続き、昭和 60 年を境に年少人口（0～14 歳）を上回るようになり、平成 27 年国勢調査では高齢化率は 42.4% になっています。

(イ) これまでの過疎法に基づく対策

昭和 45 年、「過疎地域対策緊急措置法」成立当時の本町は、基幹産業である農業において機械設備等経費の増大による経営難から離農者が増加し、鉱業の衰微休止等による人口流出とともに急激な過疎化が進んでいました。

同法の成立を受け、町では生活環境、教育文化、産業基盤整備など総合的な「壮瞥町過疎地域振興計画」を策定し、以来、昭和 55 年「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年「過疎地域自立促進特別措置法」の成立に沿うように、各分野にわたる施策を講じてきました。

その間、国鉄胆振線の廃止や 2 度にわたる有珠山噴火を経験しながらも、産業の振興では、農業の基盤整備をはじめ観光型農業への転換、そして世界に誇る「昭和 新山国際雪合戦」等のイベント開発、近隣市町との連携・協力によりユネスコ世界ジオパークを推進してきました。

交通通信体系の整備においては、町内各主要道路の整備を推進し、長年の要望活動が実り、平成 5 年には町内で初めての国道昇格が実現しました。

生活環境・医療、福祉の整備では、計画的な公営住宅整備や簡易水道、集落排水整備の推進、老人医療福祉施設や病院、保健センター、子どもセンター（認定こども園、児童館）、防災情報センター、消防庁舎、役場庁舎、地域交流センターの建設などを推進してきました。

教育文化の振興においても、昭和 50 年代の学校の統廃合による新增改築をはじめ、各種文化体育施設の整備を進めてきました。また、平成 5 年からはフィンランド国 ケミヤルヴィ市との国際交流も行っています。

(ウ) 現在の課題

本町では、農業などの基幹産業における担い手の不足、耕作放棄地や空き家の増加、医療費や介護保険料の増加など、少子高齢化や人口減少に伴う様々な課題に直

面しています。

福祉分野では、広域的にも保育士や医療従事者の確保が課題になっており、今後は西いぶり定住自立圏域での連携した対策も視野に入れる必要があります。

また、老朽化したインフラや公営住宅、学校校舎などの更新も課題になっています。

(エ) 今後の見通し

本計画を始め、令和2年3月に策定した「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」を柱に、「第2期壮瞥町総合戦略」や「第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画」、「壮瞥町公共施設等総合管理計画」、「西いぶり定住自立圏共生ビジョン」など、各計画を連携させて効果的な施策の推進を図ります。

③ 社会経済的発展の方向の概要

現在、我が国は人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展などの時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興、社会保障の維持と財政健全化の両立、世界規模での環境問題、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、多くの困難な課題に直面しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、日本経済は未曾有の経済停滞に陥り、甚大な影響を受けています。

本町においても観光客が激減し、観光業をはじめ、小規模事業者の売上減など大きな打撃を受けています。今後はウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルへの対応や、国際情勢や災害などによる影響の縮小化を図っていく必要があります。

また、多様で高度な消費者ニーズに応えられる新たな地域産業の育成を図るとともに、農業においては、安全・安心でおいしい農産物の産地としての地位を確立するため、環境に配慮した持続的な農業の推進や6次産業化の推進、担い手の確保・育成、スマート農業技術の推進、農家の経営安定対策を進めることが重要になります。

本町は活火山である有珠山を抱えることから、火山と共生するまちとして安全に暮らせる地域づくりの推進が求められ、防災体制の構築と長期的視野に立った土地利用の検討が必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

昭和35年に7,307人あった人口は、鉱山の閉山、国鉄・電力会社等の合理化、農業では山間部等の立地条件に恵まれない零細農家の都市部への流出等により、5年ごとに約1,000人規模の人口減少があり、15年後の昭和50年には2,860人減少し、4,447人となりました。

町では集落の整備として、鉱山地区の全戸を町の中心である滝之町地区に移転させ、また過疎対策として種々施策を実施し、昭和50年以降人口減少率は鈍化しましたが、現在まで減少傾向は続いています。

年齢別にみると年少人口と生産年齢人口（0-14 歳、15-64 歳）の人口減が顕著で、反対に高齢者人口（65 歳以上）が増加し、構成比も非常に高くなっており、今後も少子高齢化に歯止めがかからない状況です。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,307	人 4,447	% △ 39.1	人 4,123	% △ 7.3	人 3,473	% △ 15.8	人 2,922	% △ 15.9
0 歳～14歳	2,694	1,037	△ 61.5	576	△ 44.5	349	△ 39.4	282	△ 19.2
15歳～64歳	4,268	2,965	△ 30.5	2,614	△ 11.8	1,906	△ 27.1	1,402	△ 26.4
うち15歳～29歳 (a)	1,837	965	△ 47.5	674	△ 30.2	394	△ 41.5	270	△ 31.5
65歳以上 (b)	345	445	29.0	933	109.7	1,218	30.5	1,238	1.6
(a) / 総数	%	%		%		%		%	
若年者比率	25.1	21.7	—	16.3	—	11.3	—	9.2	—
(b) / 総数	%	%		%		%		%	
高齢者比率	4.7	10.0	—	22.6	—	35.1	—	42.4	—

本町は昭和 40 年頃までは第一次産業の農業が主体となっていました。農業者の都市部への流出、若年労働力の高齢化などで、農家戸数、農業就業者数が大きく減少しました。

第二次産業は硫黄、硫化鉄鉱の産出により、鉱業が隆盛を極めた時期もありましたが、昭和 40 年代の閉山により激減し、全体の一割未満になっています。

社会経済の進展に伴い観光レクリエーション需要が増大し、洞爺湖、昭和新山、有珠山等の景勝地や温泉郷を有する本町では観光産業の就業者が多くなり、現在では第三次産業の占める割合が 6 割を超えています。

表 1-1 (2) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,138	人 2,193	% △ 30.1	人 2,047	% △ 6.7	人 1,646	% △ 19.6	人 1,379	% △ 16.2
第一次産業 就業人口比率	% 47.5	% 32.4	—	% 28.0	—	% 25.8	—	% 26.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.3	% 13.6	—	% 10.4	—	% 8.6	—	% 7.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 24.2	% 54.0	—	% 61.6	—	% 65.6	—	% 65.3	—

② 人口の見通し

本町では、第 2 期壮瞥町総合戦略（令和 2 年 3 月）策定時に、人口の現状と将来の展望を提示した「壮瞥町人口ビジョン」を改訂しました。

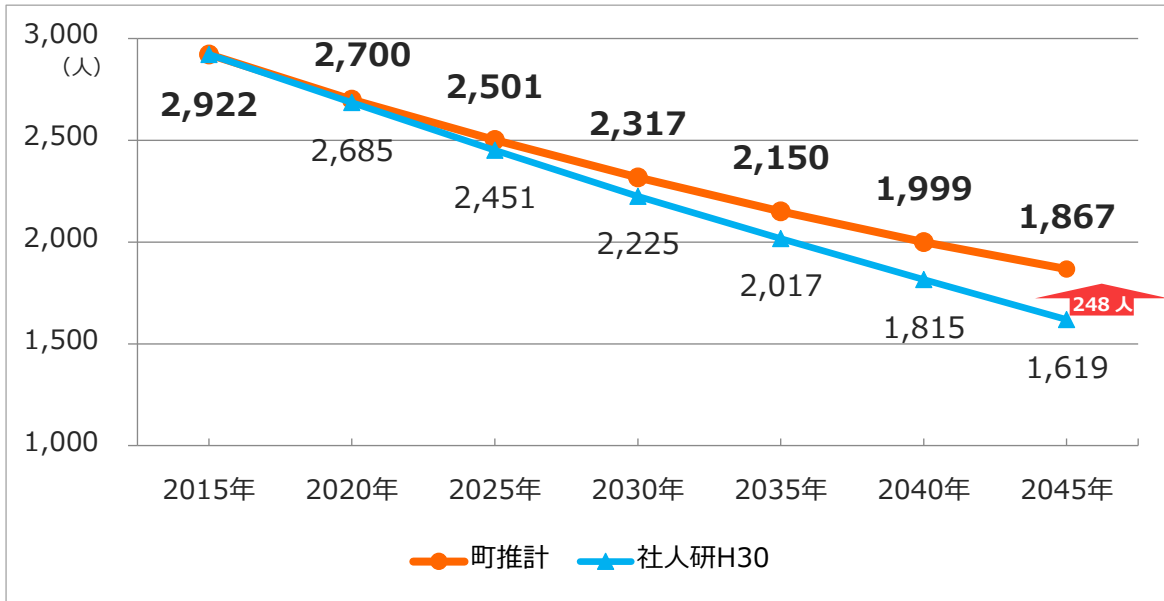
転出超過の著しい若年世代の U ターン促進や子育て世代に対する支援の充実、住まいの開発・確保や移住定住施策の推進などを総合的に進めることにより、出生率の上

昇と転入超過を目指し、2045 年には国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計よりも 248 人の増加になる見通しです。

また、上昇傾向にあった高齢化率は 2040 年をピークに減少・横ばいに転じます。

表 1－1（3） 総人口の将来展望

2015 は国勢調査



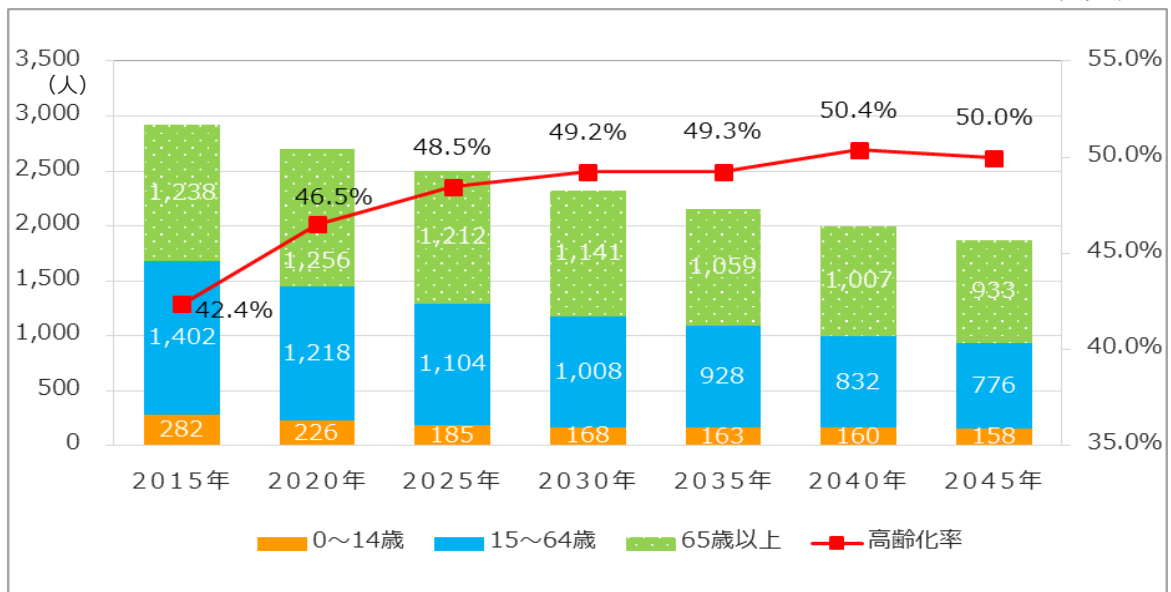
推計方法の説明

将来展望（ベースは社人研推計 H30）

- 令和 2（2020）年は 2,700 人と仮定。
- 出生率が令和 7（2025）年に 1.45 に、その後等間隔で上昇し令和 22（2040）年には人口置換水準の約 2.1 まで上昇し、令和 27（2045）年も同水準と仮定
- さらに、人口移動（社会増減）が令和 7（2025）年に均衡になり、その後等間隔で上昇し令和 27（2045）年には 30 人／年の転入超過まで改善されると仮定

表 1－1（4） 3 区分別人口と高齢化率の将来展望

2015 は国勢調査



(3) 行財政の状況

① 行政の状況

本町では、昭和 61 年から行政改革を推進し、第 5 次行政改革（平成 29 年 3 月）に至るまで、その時々時代の背景や社会経済環境の変化に対応しながら、事務事業や組織機構の見直しを行っています。今後も計画の的確な進行管理、政策評価など、効果的・効率的な行政運営が必要です。

また、行政需要が複雑多様化していく社会に対応して、平成 19 年度から「西いぶり広域連合」でごみの共同処理や共同電算化を進めるとともに、平成 22 年度には、室蘭市を中心市とする「西いぶり定住自立圏」を形成し、新たな広域連携・協力事業に取り組んでいます。

② 財政の状況

本町の令和元年度決算の一般会計歳入の総額は 4,181,669 千円で、その内自主財源は 23.7%となっており、主なものは町税が 400,777 千円で 9.6%、使用料及び手数料 2.7%、基金からの繰入金 5.2%等となっています。一方、依存財源は 76.3%で、主なものは地方交付税が 1,693,793 千円で 40.5%、国・道支出金 20.6%、町債 12.5%等となっています。

また、一般会計歳出の総額は 4,044,957 千円で、人件費や公債費等の義務的経費が 35.2%、投資的経費が 25.9%、物件費や維持補修費等その他の経費が 38.9%となっています。

地方債残高を見ると、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて行ったまちづくり交付金事業などの大型投資事業のため、平成 21 年度末残高が 5,540,573 千円でピークとなっていました。その後は地方債の発行額を元金償還額以内に抑えたことにより、平成 22 年度以降は毎年減少し、令和元年度末残高は 3,610,210 千円となっています。

令和元年度の本町の財政力指数は 0.195 で、平成 22 年度以降低下しており 0.2 を下回っている状況です。歳入の多くを地方交付税に依存する自主財源の乏しい財政基盤であり、経常収支比率においてはここ十数年 90%前後で推移しており、硬直化した財政運営が続いています。

今後も地方交付税の削減や少子高齢化、生産年齢人口の減少等による町税の減収が予想されますが、山積する行政課題に対応するため、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、補助金等の財源確保、実施事業の選択や経費の節減等に努め、健全な財政運営を推進することが必要となっています。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,688,520	4,353,278	4,181,669
一 般 財 源	2,714,408	2,892,997	2,577,958
国 庫 支 出 金	311,675	184,765	278,827
道 支 出 金	372,794	440,025	579,039
地 方 債	63,900	333,000	465,430
うち過疎対策事業債	60,100	235,500	94,630
そ の 他	225,743	502,491	280,415
歳 出 総 額 B	3,551,937	4,215,631	4,044,957
義 務 的 経 費	1,351,817	1,466,969	1,423,135
投 資 的 経 費	706,595	1,107,511	1,048,811
うち普通建設事業	695,329	1,102,742	1,044,037
そ の 他	1,493,525	1,641,151	1,573,011
過疎対策事業費	1,066,055	1,771,887	1,638,729
歳入歳出差引額 C (A-B)	136,583	137,647	136,712
翌年度へ繰越すべき財源 D	14,960	8,679	4,125
実質収支 C-D	121,623	128,968	132,587
財 政 力 指 数	0.206	0.171	0.195
公 債 費 負 担 比 率	11.9	16.3	17.3
実 質 公 債 費 比 率	13.1	12.6	12.9
起 債 制 限 比 率	6.4	5.7	6.4
経 常 収 支 比 率	84.6	83.8	92.2
将 来 負 担 比 率	27.1	2.6	5.2
地 方 債 現 在 高	5,349,824	4,268,717	3,610,210

③ 施設整備水準等の現況と動向について

令和元年度末現在で、町道の総延長は 157.8km、実延長に占める改良率は 42.9%、舗装率は 38.8%となっており、平成 12 年度末と比較して改良率で 4.3 ポイント、舗装率で 4.8 ポイント伸びています。

水道の普及率は 96.2%に達し、下水道の水洗化率は 88.2%になっています。

また、現在、公立医療機関は歯科診療所の 1 ヲ所のみとなっています。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	15.4	34.9	38.6	42.7	42.9
舗装率（％）	9.7	29.0	34.0	38.7	38.8
農 道					
延 長（m）				270.0	270.0
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	1.3	1.5	0.2	0.2
林 道					
延 長（m）		32,433.0	32,403.0	32,103.0	32,103.0
林野1ha当たり林道延長（m）	2.0	3.8	4.6	2.4	2.4
水道普及率（％）	50.0	74.1	98.6	93.6	96.2
水洗化率（％）		16.0	48.8	78.2	88.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	—	—	—	—	—

（４）地域の持続的発展の基本方針

令和２年３月に策定した「第５次壮瞥町まちづくり総合計画」では、『夢・希望へチャレンジ 笑顔あふれる元気なまちそうべつ ～ふるさととは子どもたちへの贈り物～』を将来像（キャッチフレーズ）に定め、「夢・希望の実現に向け果敢にチャレンジするまち」「笑顔あふれる人と地域が輝く元気なまち」「子や孫世代（未来）へつなぐ持続可能なまち」の三つを基本方針に据えて、まちづくりに取り組んでいます。

これまででも本町は火山と共生するまちとして、有珠山噴火災害壮瞥町復興計画やまちづくり総合計画、過疎計画など各計画に基づき、有珠山復興対策や安全・安心に暮らすための生活道路の整備、防災情報センターや消防庁舎、子どもセンター（認定こども園、児童館）、地域交流センター、役場庁舎等の整備を進めてきました。

しかし、その間においても人口減少は深刻化しており歯止めがかからない状況です。将来にわたり持続的に地域の活力を維持していくためには、定住環境の向上や子育て支援の充実を図り、町の魅力を一層高め、Ｕ・Ｉターンや首都圏からの移住者を増やし、人口減少を可能な限り抑制していく必要があります。これまでの過疎法に基づく過疎対策の継続はもとより、第５次壮瞥町まちづくり総合計画や第２期壮瞥町総合戦略、北海道過疎地域持続的発展方針などとの整合性を図り、地域資源を持続可能な形で活用しながら、まちづくりを進めなければなりません。

また、本町では経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進み、現状のままこれらの公共施設を維持・更新していくことは、今後の町政運営にとって大きな負担となることが懸念されています。

そのため、公共施設を統廃合して維持管理・更新費を抑制しながら、廃止施設の跡地を不足する住環境整備に活用し、同時に移住定住促進に有効なソフト施策を積極的に展

開することを骨子とした「第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画（平成30年）」を策定し、人口減少対策や公有地の有効活用に集中的に取り組んでいるところです。

さらに、令和2年に策定した第2期壮瞥町総合戦略では、産業力強化による雇用創出や地域産業の人材育成、子育て支援の強化、情報発信の促進による交流・関係人口の創出、誰もが活躍し元気に暮らせるまちづくり、持続可能な行財政運営の推進を基本目標とし、施策を実施しています。

これらの計画をもとに、地域が保有する様々な資源を最大限活用し、地域活力を向上させ、住民が誇りと愛着を持ち、笑顔にあふれた持続可能な地域社会の形成を目指し取組を進めていくことを持続的発展の基本方針とします。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内（令和3年度～令和7年度）に達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

① 人口に関する目標

令和7年度までに、累計による社会増減の均衡を目指します。

② 財政力に関する目標

令和7年度までに、財政力指数が0.230以上になるよう目指します。

（令和2年度の財政力指数0.198）

③ その他、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

（ア）移住相談件数

町への移住相談件数について、毎年度20件を超えることを目指します。

（イ）新規参入事業所数（法人）

令和7年度までの法人の新規参入事業所数について、累計5件を超えることを目指します。

（ウ）年少人口の維持

年少人口（0～14歳）について、次のとおり維持することを目指します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年少人口 （0～14歳） （人）	229	222	215	208	201

（各年度末の住民基本台帳数値とする。令和2年度末は236人）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度、庁内で施策毎に効果検証・進捗管理を行うとともに、外部有識者による評価を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画（平成29年）では、公共施設（建物）とインフラ系施設について、マネジメントの基本的考え方を定めています。

公共施設（建物）では、町民ニーズの変化に対応した機能の複合化や適正な施設配置を実施し、人口規模や財政状況を勘案した施設総量の適正化を図り、計画的な長寿命化の推進や更新時期の集中化を避けることなどを明記しています。

インフラ系施設では、計画的な点検や維持補修を行い、維持管理費用の適正化と平準化を進め、整備・管理・運営における官民の連携などにより財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ることとしています。

本計画における公共施設やインフラ施設の整備については、壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住の促進

本町では平成26年度から持ち家住宅取得補助や民間賃貸住宅建設助成などの各種支援策を実施し、移住・定住の促進を図ってきました。さらに、平成28年度には、リニューアルした町ホームページと連携する形で移住情報サイトを新設し、素敵な田舎まちとしての良さを発信しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う首都圏の人々の地方移住等への関心の高まりを踏まえ、本町での生活を体験できる「移住体験おためし住宅」を整備し、町の魅力を直に感じてもらい、継続的な関わりの構築や移住につながるようきめ細やかな対応と調査機能の充実が重要です。

また、本町の公営住宅の入居率は99.1%（令和3年6月末）と高く、民間賃貸住宅についてもほぼ満室の状況であり、移住希望者等に対する住宅の需要に十分な供給となっていない状況のため、早急な対策が必要です。

② 地域間交流の促進

時代の変化とともに「もの」の豊かさから「心」の豊かさへと価値観が変化し、都市では体験できない感動が得られる場として、自然環境に恵まれた地方への関心が都

市圏において高まっています。

本町は、洞爺湖、有珠山、昭和新山などを有する自然豊かな町で、ユネスコが認定する「洞爺湖有珠山ジオパーク」のエリアに含まれており、温泉やおいしい食材、美しい景色などが、訪れる多くの観光客を魅了しています。

また、本町を発祥とする雪合戦は国内外に普及し、「北海道遺産」にも認定され、多くの雪合戦ファンが大会に参加しています。

このように、移住や定住には至らずとも本町に興味を持ち、関わりを持つ「関係人口」を増やし、交流していくことが地域の活性化には重要です。

これまでも継続実施している関東そうべつ会における交流など、都市との交流をさらに促進し、ふるさと納税の返礼品の充実による町のPRなども含め、今後も関係人口を創出しながら、地域間交流の促進を図る必要があります。

③ 人材育成

少子高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手も減少しています。農業、観光、商工業などの各分野で新たな担い手の確保・育成が求められています。

本町では、新規就農希望者に対する各種支援制度や就農研修の実施、観光・商工業分野における起業化促進支援などの取組を行い、人材育成を推進しています。

また、多様なスキルを持った人材を確保するため、地域おこし協力隊を積極的に採用しています。情報発信・スポーツ・農業・観光・移住定住など多くの分野で、それぞれのスキルを生かして地域活性化を担う人材として活動しています。

今後は、地域の担い手となる多様な人材の定着率向上や地域のリーダーとなる担い手の育成が求められます。

（２）その対策

① 移住・定住の促進

首都圏の人々の地方移住への関心が高まっている中、移住に対する疑問や不安によりきめ細やかに対応するためオンラインによる移住相談を構築し、生活の価値観の変化や、多様化するライフスタイルのニーズを捉え、解決し、移住者の増加を図ります。

また、民間賃貸住宅建設助成の対象や金額を拡充し、制度の周知徹底を行い、民間賃貸住宅件数の増加を図るとともに、遊休町有資産を活用した宅地の整備なども実施し、移住・定住の促進に努めます。

② 地域間交流の促進

町のホームページやSNSを使い、本町の魅力を発信し、認知度の向上を図ります。

また、ふるさと納税の返礼品を充実させ、町のPRにつなげます。

さらに、ジオパークのガイドの育成や雪合戦運営組織の担い手の育成などを促進し、体験・参加型の地域間交流の充実を図ります。

③ 人材育成

各種支援制度や研修内容の充実を図り、多様な人材が地域産業を支える担い手となるよう推進します。

また、地域の各分野の担い手が集まり親交を深める交流の場の創出や移住者交流会の開催など、地域とのつながりを深め、定住促進を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
(1) 移住・定住				
		移住体験施設管理事業	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	移住・定住	ブランド普及啓発事業 まちの魅力を発信する団体等への助成	町	
(5) その他				
		関東そうべつ会事業	町	
		移住・定住促進事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

本町は、温暖な気候や土地資源を生かし、小麦、小豆を中心とした畑作や露地野菜のほか、稲作やりんご、さくらんぼ、ぶどう等の果樹、地熱エネルギーを利用した施設園芸、花き・花木、肉用牛等の畜産経営など多様な農業に取り組んでおり、「農業経

営基盤強化促進基本構想（平成 29 年）」「農業振興地域整備計画（平成 23 年）」、「水田フル活用ビジョン（令和 2 年）」、「肉用牛生産近代化計画（平成 28 年）」などに基づき、農業生産基盤や流通体制の整備、農産物の高付加価値化の推進などを行ってきました。

しかしながら、安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、経営所得安定対策の導入や、品質や安全・安心といった農産物に対する消費者ニーズに対応した生産体制への転換、6 次産業化による活力ある農村の再生など、農業政策は大きな転換が図られ、農業経営をめぐる環境は大きく変化しています。また、農家戸数の減少、後継者不足、高齢化など、生産構造の脆弱化も進行しています。

本町では、新規就農希望者に対する各種支援制度や研修を実施し、後継者や担い手不足の解消を図るとともに、雇用就農希望者を受け入れる農業研修シェアハウスを整備し、平成 30 年度から運用を開始しました。

将来にわたって、本町の農業・農村を町民の貴重な財産として育み、発展的に引き継いでいくため、経営基盤の強化や担い手の確保、環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業・農村づくりなどの推進が必要になっています。

林業を取り巻く情勢は厳しいものの、森林の国土保全・水源かん養・健康・レクリエーションなどの役割に対する社会的要請は高く、森林の保全・整備が求められています。

② 商工業・地場産業の振興・起業の促進

本町の商業は、昭和新山、洞爺湖温泉、壮瞥温泉地区の観光客向けのウエイトが高く、住民の消費生活を充足するという面においては、本町とマーケット的に大変近い隣接市である伊達市に購買力の多くが流出しています。

そのため、地元消費者に密着した商店づくり、広域的に集客できる魅力的な店づくり、観光と連携した商業の活性化、にぎわいと交流の拠点づくりなどが求められています。

本町の工業はいずれも小規模ながら貴重な雇用の場となっています。

今後は、地域経済をけん引する企業立地の推進や既存企業の経営基盤強化、新規事業開拓支援を行うとともに、住民、U・I ターン者等によるコミュニティビジネスやスモールビジネスなどに対する起業支援や、農商工連携による新たな付加価値や魅力ある商品・サービスの開発など、町の地域資源を生かした地場産業の振興が求められています。

③ 観 光

本町は、昭和新山、洞爺湖、有珠山等世界的にも誇れる名勝や洞爺湖温泉、壮瞥温泉、蟠溪温泉の温泉地を有し、観光資源に非常に恵まれた土地です。北海道新幹線の札幌延伸やウポポイ（民族共生象徴空間）、縄文遺跡群の世界遺産登録など、広域観光においても魅力ある素材が豊かになりつつあり、観光客の拡大に向けた機運として捉え、戦略的な誘客活動の展開が求められます。しかし、その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による外国人観光客の激減などもあり、災害などや国際情勢による

影響を受けにくい観光振興施策の推進が求められています。

また、昨今、体験型観光の人气が高まっており、本町には冬のスポーツ「国際雪合戦」やエコミュージアムの理念を継承した「洞爺湖有珠山ジオパーク」など、この地でしか体験できない観光資源があり、豊かな自然を生かしたアクティビティも含め、町内全域を周遊できる体験型観光の確立も必要です。

雇用面においては、第2次産業が少ない本町にとっては、観光関連産業における雇用者が多く、観光の振興及び観光施設の維持・管理は、交流人口の増大のみでなく、雇用の場の確保という重要な役割も有しています。

(2) その対策

① 農林業

- (ア) 堆肥など有機物の施用による土づくりと賦存する地域資源の有効な活用による循環型社会の形成を図ります。
- (イ) 安全・安心でおいしい作物づくりと地産地消を推進します。
- (ウ) 農業経営の体質強化を図り、経営条件や営農実態等に応じ、生産性の高い農業経営や新規作目の導入、経営の複合化、6次産業化の取組、農業用施設の適切な維持管理・更新などを推進します。
- (エ) 地域の特色を活かした観光農業や体験農業等、経営の多角化の促進と自然環境や農村景観の保全に配慮した農村環境の創出を図ります。
- (オ) スマート農業の技術実証や検討を行い、地域に適した営農技術の体系化を推進します。
- (カ) 生産技術の高度化や経営の多様化に対応した研修や営農指導等を充実させ、経営改善や技術の向上を図ります。また、農業研修シェアハウスを活用した新たな担い手の確保や、きめ細やかな支援体制の充実による優れた担い手の育成、人材確保のためのイベント等でのPR促進を図ります。
- (キ) 地熱等を活用したクリーンエネルギーによる野菜生産の振興を図ります。
- (ク) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- (ケ) 野生鳥獣による農業被害は深刻な状況にあり、加えて、交通被害など住民生活にも影響が出ているため、複合的な対策を講じ、捕獲を推進し、被害の軽減を図ります。
- (コ) 農林業を就業の場として捉え、町外からの移住者も含め、担い手の確保を図ります。
- (サ) 町、森林組合、森林所有者が一体となり、計画的な森林の整備及び保全を図ります。

② 商工業・地場産業の振興・起業の促進

- (ア) 消費者が気軽に買い物のできる環境の整備、そして魅力的な店づくりの促進を図ります。

- (イ) 商工会と連携し、既存企業の経営基盤強化を促進するとともに、住民、U・Iターナー者の技術・経験を生かした起業化を支援する取り組みを進めます。
- (ウ) 農商工連携や事業者間連携の取り組みを推進し、農産品等の高付加価値化や特産品の開発、観光消費額の拡大を図ります。

③ 観 光

- (ア) ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルを推進するとともに、日本人観光客の誘致促進に努めます。
 - (イ) ジオパーク
 - 新たなジオサイト、フットパス（散策路）の整備、案内看板の改良・更新、誘導看板の設置などによりジオパークとしての価値を高めます。また、官民協働組織によるガイドの育成などジオパークを支える人材の育成を図るとともに、東アジア等の海外客や修学旅行をターゲットとした観光誘致活動を展開します。
 - (ウ) 昭和新山国際雪合戦
 - 国内外への普及拡大、担い手の育成を図り、冬の観光客誘致の資源として官民あげて推進します。
 - (エ) 本町が有する資源を生かし、ジオツーリズムやグリーンツーリズムなど体験型観光の新たな仕組みを積極的に導入するとともに、豊かな自然を満喫できるキャンプ場の整備、シーニックバイウェイや花いっぱい運動の推進などの景観の形成・維持に努めます。さらに、ウポポイや縄文遺跡群など新しい観光スポットを生かして、胆振地域における周遊観光構築に向けた広域連携を推進します。
 - (オ) インバウンド観光客やF I T化（※）に対応できる受け皿整備、安全な散策のための歩道整備、多言語化標識の設置など観光客の安全性・利便性の向上に努めます。
 - (カ) 観光協会等の関係団体と連携した観光の振興、観光・町営温泉施設等の維持・管理を図るとともに、壮瞥町に賦存する様々な地域資源を掘り起こすことで、多様化する観光ニーズに応えられる観光地づくりを推進し、交流人口の増大や雇用の場の創出・確保に取り組みます。
 - (キ) 道の駅で販売する地場製品のP Rを強化するとともに、駐車場や売り場スペースの拡充、テイクアウト商品の開発などを推進し、更なる集客と販売促進を図ります。
- （※）F I T：Foreign Independent Tour の略。団体旅行やパッケージツアーを利用せずに個人で海外旅行に行くこと。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
(1) 基盤整備				
農業	多面的機能支払事業		町	
	町営牧場管理事業		町	
	農地保全事業		町	
林業	資源循環林・水土保持整備事業		町	
	豊かな森づくり推進事業		町	
(3) 経営近代化施設				
農業	堆肥センター管理事業		町	
水産業	孵化場屋根等改修事業		漁協	
(9) 観光又はレクリエーション				
	仲洞爺野営場公衆便所建替事業		町	
	観光施設管理事業		町	
	洞爺湖園地等管理事業		町	
	そうべつ情報館管理事業		町	
	道の駅駐車場機能強化事業		町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
第1次産業	緑肥作物振興事業 緑肥を導入する農業者への助成		町	
	りんごまつり事業 りんごまつりを運営する団体への助成		町	
	廃プラスチック適正処理事業 農業生産で排出される廃プラスチックを適正処理する農業者への助成		町	
	青年農業者組織育成支援事業 青年農業者団体の活動費への助成		町	
商工業・6次産業化	新商品開発・販路開拓支援事業 商品開発や販路開拓に取り組む事業者への助成		町	

		起業化促進事業 起業または新分野に取り組む事業者への助成	町	
		住宅等リフォーム支援事業 住宅等をリフォームする町民への助成	町	
	観光	ジオパーク推進事業 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の運営費	町	
		昭和新山国際雪合戦事業 昭和新山国際雪合戦大会を運営する団体への助成	町	
		洞爺湖花火大会事業 洞爺湖ロングラン花火大会を運営する団体への助成	町	
	(11) その他			
		新規就農支援対策事業	町	
		有害鳥獣対策事業	町	
		農業研修シェアハウス管理事業	町	
		商工会事業	町	
		観光振興事業	町	
		観光協会事業	町	
		ジオサイト管理事業	町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
壮瞥町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を推進するために行う事業の内容

少子高齢化や人口減少に伴う担い手の不足、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞など、本町の主要産業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

時代の変化に対応した新たな付加価値を持つ商品やサービスの開発を推進するとともに、西いぶり定住自立圏など他市町村との連携による取組も進め、互いの地域資源を共に生かして圏域の魅力を高め、産業振興の活性化を図ります。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

（１）現況と問題点

パソコン、インターネットや携帯端末の急速な普及により、飛躍的に情報利用・情報発信が活発化している今日、行政をはじめ、日々の暮らしや産業などの利便性向上のため、様々な分野で情報化の推進や利活用が必要になっています。

本町では、2008年洞爺湖サミットの開催を契機として、中心市街地及び湖畔地域に光ブロードバンドサービスの提供が開始されたことを皮切りに、平成22年に地域情報通信基盤整備事業で光ブロードバンド未提供地域に光ケーブルを敷設（IRU契約に基づく民間事業者の光サービスを提供）、平成23年の地上デジタル放送移行時には、難視聴地域における光ケーブルの敷設や受信施設などの基盤設備を整備し、町内全域のブロードバンド環境整備を完了しています。その他にも、令和元年度に防災行政無線のデジタル化を実施し、戸別無線機を全戸に配布し、次期有珠山噴火などの有事の際の情報伝達手段の向上にも取り組んでいます。

今後は、ICTを活用した福祉サービスや教育環境の充実、リモート環境の整備、高度化した情報化社会に対応した人材の育成や財源の確保などが必要です。

（２）その対策

- （ア）ICTを活用した行政と住民との情報交換の活発化、行政事務の効率化・迅速化を図るとともに、積極的に地域情報を発信し、交流人口、関係人口を増やし、観光などの産業活動等の活性化を促進します。
- （イ）コミュニティFMの運営により、災害伝達手段の充実のほか、日常の情報の発信や共有促進による生活文化の向上や賑わいの創出に取り組みます。
- （ウ）高齢化社会に対応した地域福祉の増進に係る情報ネットワーク、インフラの整備を促進します。
- （エ）小・中・高校でのタブレット端末を用いたICT教育を推進します。
- （オ）町内全域に整備されたブロードバンド環境を生かしたサテライトオフィス誘致を進めます。

（３）計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化				
(1) 電気通信施設等情報化のための施設				
	テレビ放送中継施設	テレビ放送中継局非常用電源装置機能強化事業	町	
	防災行政用無線施設	防災行政用無線施設管理事業	町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ難視聴対策施設管理事業	町	
	その他	役場庁舎等電話システム機能強化事業	町	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	情報化	コミュニティFM放送局事業 コミュニティFM放送局の運営費	町	
		WEBサイト情報発信機能強化事業 WEBサイトのコンテンツ充実	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

① 道路・橋梁

本町内の道路網は、東西に横断する国道４５３号と５本の道道を中心に形成されています。

平成５年に昇格した国道４５３号は、その後の国による整備事業や、それに併せた中心市街地の拡幅事業も進められ、今後も整備に関する要望を推進し、地域づくり・まちづくりと連動したより機能的でかつ快適な道路づくりが必要です。

洞爺湖周辺、昭和新山、オロフレ地区の道道は、洞爺湖一周ルート（洞爺湖登別線、洞爺公園洞爺線）を中心とした生活幹線道路・観光道路であり、かつ、有珠山噴火の際の避難道路として最も重要な路線となっているため、それらの早急な整備について引き続き強く要望していきます。

町道は総延長で 157.8km あり、過疎地域対策緊急措置法が発足以来重点的な整備を行っており、市街地部分の町道はほぼ改良舗装され、歩道の設置も 14.8km となっています。しかし、多くの町道は山間部を通っているため未だ整備が必要な箇所が多々あるのが現状であり、今後も鋭意整備を進めなければなりません。

また、橋梁についても「橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年）」に基づき、これまでの「事後保全的な対応」から「予防保全的な修繕」に転換することで、大規模な補修、架け替えを少なくし、コストの縮減を図っています。

これらは住民の通勤や買い物、観光をはじめとする産業の振興に寄与するだけでなく、平成 12 年の有珠山噴火で明らかになったように、災害時の避難経路としても大変重要です。

また、交通安全施設や冬期間の安全な通行の確保、子どもや高齢者・障がい者のための歩道整備や段差の解消などのバリアフリー対策も求められています。

② 交 通

交通機関は、国鉄胆振線の廃止による代替バス（伊達市～倶知安町間）と路線バスがあり、通院や通学等住民の生活を支えています。しかし、代替バス、路線バスともほとんどが過疎路線であり、民間バス事業者の経営を圧迫しているのも事実です。

本町では利用客の減少に対し、民間バス事業者へ生活維持路線などの補助を行っていますが、代替バス路線を維持するための転換交付金を原資とする基金が令和 7 年度でゼロとなる見込みであるなど、居住人口の少ない地域の足を確保することは難しい状況にあります。

昨今は高齢化の進展により交通弱者の移動手段確保が課題だったため、「地域公共交通総合連携計画（平成 25 年）」に基づき、コミュニティタクシー（デマンド交通）を運行しています。

また、ジオパーク認定地域としては、各ジオサイト間を結ぶための公共交通体制の確立が求められています。

（２）その対策

① 道路・橋梁

（ア）国道 4 5 3 号の整備

- ・蟠溪道路早期完成
- ・洞爺湖有珠山ジオパーク支援道路整備

（イ）道道の整備

- ・道道滝之町伊達線・道道洞爺公園洞爺線（仮称：有珠山外環状線）
- ・道道洞爺湖登別線（洞爺湖温泉～滝之上）
- ・道道洞爺公園洞爺線（滝之上～洞爺湖町洞爺）
- ・道道洞爺湖公園線（壮瞥温泉～伊達市上長和町）

（ウ）町道・橋梁の整備

- ・住民生活の利便性向上、交通安全対策のための町道の整備

- ・市街地形成に必要な町道の新設と主要町道の改良舗装と整備
- ・地域の道路ネットワークの安全性・信頼性の向上に向けた橋梁の予防保全

② 交 通

周辺の市町と連携し、住民や観光客のバス交通の利用促進を図り、維持・確保に努めるとともに、人口減少による利用者の減少などの影響も考慮した今後のあり方について検討します。また、高齢者等の通院や買物などにおける交通手段確保のため、引き続きコミュニティタクシーの円滑な運営に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
(1) 市町村道				
	道路	町道滝之町中島1号線道路整備事業	町	
		町道補修事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化整備事業	町	
(3) 林道				
		林道補修事業	町	
(6) 自動車等				
	自動車	国鉄胆振線代替バス車両購入事業	民間事業者	
(8) 道路整備機械等				
		道路整備機械等購入事業	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	生活バス運行事業 民間事業者の湖畔線バス運行費への助成	町	当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
		コミュニティタクシー運行事業 民間事業者のコミュニティタクシー運行費への助成	町	
		国鉄胆振線代替バス運行事業 民間事業者の国鉄胆振線代替バス運行費への助成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画や壮瞥町橋梁長寿命化修繕計画の基本的な考え方に基
づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道施設

本町では、昭和 42 年から壮瞥温泉地区（現洞爺湖温泉地区を含む）において、虻田町（現洞爺湖町）からの上水道の供用を開始し、昭和 53 年には本町の簡易水道事業として、仲洞爺地区簡易水道を創設しました。翌年には滝之町地区簡易水道、昭和 60 年には立香地区簡易水道を創設しました。以降、平成 12 年の有珠山噴火後に壮瞥温泉地区については虻田町から本町に施設譲渡され、町内に 3 つあった給水区域も現在は滝之町地区簡易水道事業に統合され、簡易水道は町内全域の 96.8%（令和 2 年度末）に供給されています。

今後は、老朽化した水道施設の計画的な補修・更新を行うとともに、財源の確保、定住の促進や観光の振興などによる水需要の増大への対応、水源の保全・確保、被災リスクを最小化する対策などが課題です。

② 集落排水処理施設

河川や洞爺湖の水質汚濁の防止と快適な生活環境の確保のために、昭和 63 年から下水道事業に着手し、現在、滝之町地区、久保内地区、仲洞爺地区では集落排水処理施設が整備されています。

滝之町地区と久保内地区の処理施設は、機能強化対策事業で消費電力の低い機器への更新や部分的な取替による耐用年数の延伸などを平成 29 年度までに実施しました。

今後は、仲洞爺地区の処理施設の機能強化対策事業を進めるとともに、最適整備構想を策定し、計画的な機器更新を行い、経費削減に取り組む必要があります。

また、集落排水処理区域外の合併処理浄化槽設置については、引き続き補助制度を継続し、普及促進を図ります。

③ 廃棄物処理施設

増大するゴミ等の減量化やリサイクル、生活排水や産業排水による河川の水質汚濁、ダイオキシンなどの環境ホルモンやマイクロプラスチックによる海洋汚染、温室効果ガスによる地球温暖化など、世界各地で環境問題の関心が高まっています。

本町では、家庭・事業所から排出される一般廃棄物は、西いぶり広域連合で 2 市 3 町による広域処理を行い、ダイオキシン対策を講じるなど環境の保全を図って処理しています。また、容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみであるビン、カン、ペットボトルは広域のリサイクルセンターで一元中間処理を行っています。また、生ごみ

や廃家電類、古紙類のリサイクルを図り、ごみの減量化を図っています。

今後は廃棄物の減量化等をさらに推進し、地球環境の保全に取り組む必要があります。

また、既存の中間処理施設が耐用年数を経過していることから、新中間処理施設の建設費用の償還など、負担の増加が懸念されます。

④ 火葬場

西胆振行政事務組合（１市３町）で整備した新伊達火葬場が令和３年４月１日から供用を開始しました。これにともない本町の火葬場は令和４年度以降に廃止する予定です。

⑤ 消防・救急体制

本町の高齢化率が平成 27 年国勢調査時点で 42%を超えていること、救急患者の受入体制のある病院が比較的遠いことから、高齢者世帯の増加に対応する消防・救急体制の確保・維持が必要です。

⑥ 公営住宅

本町は、昭和 40 年から公営住宅の建設をはじめ、令和 3 年 3 月末現在で町管理住宅は 348 戸あり、平成 27 年国勢調査では町内全戸の 31.6%の世帯が入居しており、住民生活の大きな支えになっています。

今後は壮瞥町住生活基本計画（平成 27 年）や壮瞥町公営住宅等長寿命化計画（令和 2 年）に基づき、防災に配慮した安全で快適な住宅・住環境づくり、高齢者仕様の住宅の普及、老朽化や居住者の高齢化にともなう既存の公営住宅等の改築・整備などが課題です。

⑦ その他

（ア）幸内・上久保内地区地すべり対策

幸内・上久保内地区で発生している地すべりは、地域の安全及び農業・観光など地域経済に与える影響が大きく、現状では収束が見込めないことから早期の対策が必要となっています。

（イ）街路灯

自治会等が管理する街路灯は、交通安全や防犯上、重要な役割を果たしています。電気料の値上がりなどによる自治会等の負担を軽減するため、平成 28 年度に街路灯の LED 化を実施しました。

（２）その対策

① 簡易水道施設

安全かつ良質な水を将来にわたって安定的に供給するため、水源の安全・確保、災害時の応急対策、簡易水道管網の整備などを進めます。

今後は、公営企業会計適用に移行し、経営状況を明確化することで、経営の効率化と健全化を図ります。

② 集落排水処理施設

洞爺湖や河川の汚濁を防止し、住民の快適な生活環境をつくるために、計画的に下水道整備、集落排水設備の機能強化を進めるとともに、最適整備構想を策定し、計画的な機器更新を実施します。

合併処理浄化槽事業についても、散居地域の水洗化率向上を図ります。

今後は、公営企業会計適用に移行し、経営状況を明確化することで、経営の効率化と健全化を図ります。

③ 廃棄物処理施設

一般廃棄物の減量化と広域処理施設での一元中間処理を継続して行い、生活環境や地球環境の保全に取り組みます。

④ 火葬場

広域化にともない、壮瞥町の火葬場は令和4年度以降に廃止予定です。

⑤ 消防・救急体制

近隣市町との広域連携等により、高齢者や乳幼児・小児を抱える世帯の要請に対応できる消防・救急体制を確立します。

⑥ 公営住宅

安全で快適な住宅・住環境づくり、高齢化に対応した住宅の整備促進・公営住宅等の改築・整備を図ります。

⑦ その他

(ア) 幸内・上久保内地すべり対策

町道や簡易水道施設などの適切な安全管理等を行いながら、国や道などとの連携のもとで適切な対策を検討し、対応していきます。

(イ) 街路灯

自治会等が管理する街路灯の適切な維持管理、支援を継続して行います。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
	簡易水道	電気機械計装設備更新事業	町	
		国道453号水道施設移設事業	町	
		町道中幸内線水道施設改良事業	町	
		道道洞爺湖登別線水道施設移設事業	町	
		道道滝之町伊達線支障物件移設事業	町	
		壮瞥温泉地区水道施設整備事業	町	
(2) 下水処理施設				
	農村集落排水施設	仲洞爺地区農業集落排水処理施設回分槽水位計改修事業	町	
		仲洞爺地区農業集落排水処理施設屋根葺替・外壁塗装事業	町	
		仲洞爺地区農業集落排水No. 4 中継ポンプ設備更新事業	町	
		仲洞爺地区農業集落排水機能強化事業	町	
(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	塵芥処理管理事業	町	
		資源ごみ処理管理事業	町	
		新中間処理施設建設事業	町	
	し尿処理施設	し尿処理管理事業	町	
		合併処理浄化槽整備事業	町	
	その他	塵芥収集車等購入事業	町	
(4) 火葬場				
		火葬場等管理事業	町	
(5) 消防施設				
		消防自動車等購入事業	町	

(6) 公営住宅				
		公営住宅等建設事業	町	
		公営住宅等改修事業	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	生活	火葬場使用料負担事業 町民の伊達市火葬場使用料の負担軽減	町	
	環境	蜂の巣駆除事業 公共施設等の蜂の巣駆除及び町民等の蜂の巣駆除処理料の負担軽減	町	
	防災・防犯	街路灯運営事業 街路灯を管理する自治会等への助成	町	
(8) その他				
		借上住宅確保事業	町	
		交通安全対策事業	町	
		街路灯整備事業	町	
		廃止鉱山鉱害防止事業	町	
		地すべり対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画や壮瞥町住生活基本計画、壮瞥町公営住宅等長寿命化計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本町では、平成 21 年度に建設した「そうべつ子どもセンター」（認定こども園、児童クラブ、児童館）を核として、選択可能な保育サービスの提供と育児への相談指導を担う子育て支援センターの事業を充実させ、学校児童の健全育成を地域全体で進めています。

今後も引き続き施設を有効利用しながら、子どもたちの育成に関する基本理念や子育て支援策を総合的に推進するための「壮瞥町子ども・子育て支援条例（令和 2 年）」、「第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年）」に基づき、地域の宝である子どもの健やかな成長を支え、誰もが安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応し、切れ目のない支援体制を充実させ、地域総がかりで子どもの健全育成を進めていく必要があります。

ます。

② 高齢者福祉

令和3年4月1日現在の壮瞥町の高齢者数は982人（総人口の40.7%）です。今後もひとり暮らし・夫婦のみ高齢者世帯の割合は増加し、家族による介護がさらに難しくなるなど、高齢者に対する福祉の充実が望まれる中、本町では平成29年から地域包括支援センターを町の直営にし、相談支援体制の充実を図っています。地域包括支援センターを核として、町と社会福祉協議会・居宅介護事業所・老人福祉施設・介護保険施設などが連携し、高齢者の健康維持や生活安定、介護予防や心配事の相談などの施策を推進しています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう住民が支え合う地域づくりと在宅と施設福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者が生き生きとした生活をおくれるまちづくりを推進しています。

一方、本町は胆振管内で比較しても介護保険料が高く、健康づくり施策と連携した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や介護予防に関する知識の普及啓発、並びに介護保険事業の円滑な運営を図る取組が求められています。

③ 障がい者福祉

高齢化に伴う身体障がいの増加、障がいの重度化・重複化とともに、社会構造の複雑化等により、老若男女を問わず心身障がいや精神障がいが増加傾向にあります。本町においては、「障がい者計画」に基づき障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるとともに、「障がい福祉計画」に障がい福祉サービス等の必要量や確保について定め、障がい者の自立支援の取り組み等を行っています。身体障がい者には医療給付及び日常生活用具の給付などを実施しています。

また、町内には地域活動支援センターが1カ所あります。

障がい者の多くは、地域の一員として社会で自立して生活することを望んでおり、保健福祉の充実と生活全体にわたり障がい者とともに生きるまちづくりが求められます。

（2）その対策

① 子育て環境の確保

（ア）そうべつ子どもセンターを核とし、地域で子育てを支援する環境を充実させ、子育て世代の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の整備を進めます。

（イ）子ども医療費無料化（令和3年8月以降、対象を中学生から高校生まで拡大）や令和3年度から開始した0～2歳児のいる家庭に対するごみ袋配布事業、子育て応援祝金事業など、子育て支援施策の継続・充実を図ります。

（ウ）令和3年3月に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、乳幼児・母子の保健事業を推進し、子どもの健やかな成長を図ります。

② 高齢者福祉

- (ア) 高齢者が安心して暮らせるよう在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。
- (イ) 高齢者の生きがいがいづくりや健康増進のために、外出しやすい環境づくりや多様な学習・交流・労働の機会の拡充を図ります。
- (ウ) 健康づくり施策と連携した介護予防事業を推進するとともに、高齢者介護を社会全体で支える介護保険事業の推進を図ります。

③ 障がい者福祉

障がいや障がい者への理解を深めるとともに、公平なサービスが提供できるよう近隣市町と協力しながら介護、訓練給付などのサービスを実施し、障がい者（児）が地域で安心して生活できる環境づくりや自立に向けた取組を行い、住民が互いに協力し支え合うまちづくりを推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(2) 認定こども園				
		子育て支援総合施設管理事業	町	
(3) 高齢者福祉施設				
	高齢者生活福祉センター	生活支援ハウス運営事業	町	
	その他	地域包括支援センター設置事業	町	
(5) 障害者福祉施設				
	地域活動支援センター	地域活動支援センター運営事業	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
児童福祉	子ども医療費無料化事業 高校生までの医療費の無料化		町	
	子育て応援祝金支給事業 子どもが生まれた世帯や小・中・高等学校に進学する子どもがいる世帯への出産・就学祝金等の支給		町	

高齢者・障害者福祉	福祉灯油購入助成事業 高齢者等の冬期間の灯油代への助成	町
	在宅高齢者短期入所事業 在宅高齢者への短期入所サービスの提供	町
	介護予防通所事業 在宅高齢者への通所サービスの提供	町
	介護予防家事援助事業 在宅高齢者への家事援助サービスの提供	町
	高齢者在宅生活支援事業 在宅高齢者への生活支援サービスの提供	町
	緊急通報システム管理事業 在宅高齢者への緊急通報装置の貸出	町
	長寿祝金支給事業 満88歳と満100歳に達する町民への祝金の支給	町
	家族介護支援事業 要介護者を在宅介護している世帯の介護用品購入費への助成	町
	老人クラブ活動推進事業 老人クラブの活動費への助成	町
	高齢者路線バス無料化事業 70歳以上の町民の町内停留所間バス料金の無料化	町
	その他 町営温泉施設等利用料負担事業 高齢者等の町営温泉施設等利用料の負担軽減	町
(9) その他		
	社会福祉協議会事業	町
	障害者自立支援給付等事業	町
	乳幼児・母子保健事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療体制

本町の医療施設は、町立歯科診療所1ヵ所、医療法人による病院2ヵ所があり、西胆振6市町と胆振西部医師会との連携により医療体制を確保していますが、今後町外に移転予定の病院もあるため、新たな医療体制の確保が課題となっています。

また、平成25年度からは、交通弱者の通院手段確保のため、コミュニティタクシー

(デマンド交通)を運行しています。

高齢化により、今後さらに医療に対する住民の要望が高まることが予想され、診療施設の看護師の安定的確保も必要です。特に医師不足（特に周産期、小児医療）は深刻な問題となっており、町民の多様なニーズに応えられるよう、広域の医療連携による医師の確保対策、救急医療の充実が急務となっています。

② 予防医療

本町では、昭和 53 年から北方圏疫学調査の地域指定を受け、成人病検診（現在は生活習慣病健診）を他自治体に先駆けて実施してきました。町民の健康への意識は高く、平成 27 年の市区町村別生命表では、平均寿命は男性が 80.6 歳、女性が 87.7 歳となっており、どちらも北海道の平均寿命を上回っています（北海道の平均寿命は男性が 80.3 歳、女性が 86.8 歳）。一方、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患が多く、医療費増加の要因となっており、若い世代の健診受診率の向上が求められています。

（２）その対策

① 医療体制

町内の各種医療施設の充実や新たな医療体制の確保を図るとともに、西いぶり定住自立圏域における広域救急医療や小児救急医療、周産期医療の連携・確保を推進し、住民の安心な暮らしにつなげます。

また、診療情報等を医療施設間で共有できる地域医療介護連携ネットワークシステムについて、定住自立圏の中心市である室蘭市と連携しながら周知等を促進し、参加施設や住民登録の増加を図ります。

さらに、広域連携による医療体制充実のため、医師、看護師の確保に努めます。

② 予防医療

特定健康診査・特定保健指導事業、各種がん検診、各種予防接種事業を推進し、健康の維持や健やかな生活を促進します。

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
(3) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	その他	脳ドック検診料負担事業 町民の脳ドック検診料の負担軽減	町	
(4) その他				
		各種がん検診事業	町	
		各種予防接種事業	町	
		特定健康診査・特定保健指導事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中学校、高等学校

本町には、小学校２校（うち１校休校）、中学校１校、高等学校１校があり、小規模コミュニティの特性を生かした地域ぐるみの教育環境が特色となっています。

また、壮瞥小学校に隣接して整備された子どもセンターにおいても、幼児期の教育と小学校との連携を推進する取組を行っています。

本町の学校教育においては、児童・生徒の個性を伸ばしながら「生きる力」を育み、学力・体力の向上、家庭・地域との連携を生かした教育を推進しています。平成２９年には小学校、中学校でコミュニティスクールを導入し、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行う取組を推進しています。

また、社会のあらゆる場所でＩＣＴ活用が日常のものとなった今日、教育におけるＩＣＴを基盤とした先端技術等の効果的な活用を行うため、令和２年にＧＩＧＡスクール構想に基づき、児童生徒１人に１台のタブレット端末を整備しました。

その他にも体験学習等地域に根ざした学習活動や平成5年に友好都市調印を行ったフィンランド国ケミヤルヴィ市との交流を中心とする国際理解教育の充実等を継続して行っています。特に町内の中学2年生全員を対象にしたフィンランド国への海外研修は、国際的な広い視野と感覚を養う貴重な学びの機会として、本町の特色ある取組のひとつになっています。

今後は、老朽化した学校施設等の必要な改修等を進め、安全・安心に学べる教育環境の整備充実を図っていきます。

胆振管内唯一の農業高校である壮瞥高等学校は、昭和23年道立伊達高等学校（定時制課程）の分校として創設され、昭和27年11月壮瞥高等学校として独立し、昭和37年4月独立校舎をもつに至りました。昭和40年12月農業科（園芸科）として認可され、農業実験室、農産加工室、温室等の施設整備と実習畑の確保、トラクター等の農機具やその他の実習機械設備の充実を図り、地域の農業振興や発展に大きな役割を果たしてきました。

昭和55年には懸案の全日制高校への移行が実現し、さらに平成26年4月に「地域農業科」へ学科転換し、特色ある農業高校の教育を実践しています。

高度化する農業技術に対応できる先端技術の導入やコース制の導入、教育施設の充実を図り、生徒が地域の農業や産業を担う人材に育つよう取り組んでいます。今後もアンテナショップでの販売学習や朝市、収穫祭など地域住民との交流を深め、地域に根付いた高校として、教育環境の整備を図っていく必要があります。

一方、本町では、町外の高校、短大及び大学等に通う学生も多く、親の通学費負担が大きいため、その費用を継続的に補助し、教育環境における都市部との経済的な格差を少なくする必要があります。

② 社会教育及び集会施設・体育施設など

町民一人ひとりが生涯に渡り新しい知識や技術を身につけ、生きがいをもって充実した生活が送れるよう、多様化したニーズ、世代にあわせた学習、スポーツの場や機会が求められています。「人生を心豊かに暮らしたい」という願いをもち、各種講座・教室や自主サークル活動などに生きがいを求める人が増えています。

本町の社会教育関係施設については、図書室を併設する地域交流センター、青少年会館、遊学館、総合グラウンド等のほか、平成28年には農村環境改善センターのホールの床をクッション性のある床に改修し、部活の合宿などを可能にしました。これらに加え、学校施設開放等によって地域住民のスポーツの輪を広げ、健康の増進と交流を深めるとともに文化活動を高める役割も果たしてきました。今後も「壮瞥町第8次社会教育中期計画（令和2年）」に基づき、これらの維持・管理及び充実に努め、良好な交流やスポーツの場を提供することが必要です。

地域交流センターを拠点とした文化団体、サークル等の育成強化、住民ニーズに応じた各種講座等の開設、現有施設の適切な維持管理と子どもスポーツ教室の充実やスポーツ組織の育成を図ります。

(2) その対策

① 小中学校、高等学校

- (ア) 学校教育施設、情報機器などの設備、スクールバス等の整備・更新を図り、教育環境の維持・向上を目指します。
- (イ) スクールカウンセラーによる相談体制の充実、特別支援教育事業、図書購入などを進め、安心して豊かな学校づくりを目指します。
- (ウ) 通学費の一部を助成し、経済的に都市部と格差の少ない教育環境づくりに努めます。

② 社会教育及び集会施設・体育施設など

- (ア) 町民が芸術・文化、スポーツにふれあう機会を創造し、文化的で健康的なまちづくりを進めます。
- (イ) 老朽化した集会・体育・社会教育施設等の整備、更新、機能集約を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興				
(1) 学校教育関連施設				
校舎	中学校校舎整備事業	町		
屋内運動場	中学校体育館整備事業	町		
屋外運動場	中学校グラウンド整備事業	町		
教職員住宅	中学校管理職住宅整備事業	町		
スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町		
給食施設	学校給食管理事業	町		
(3) 集会施設、体育施設等				
体育施設	体育施設管理事業	町		
その他	遊学館管理事業	町		

(4) 過疎地域持続的発展特別事業				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	高等学校	壮瞥高校生徒通学定期補助事業 壮瞥高校生徒の通学定期代への助成	町	
	生涯学習・スポーツ	地域交流センター活動推進事業 地域交流センターでイベント等を運営する団体への助成	町	
	その他	高校生等通学定期補助事業 高校生等の通学定期代への助成	町	
(5) その他				
		社会教育推進事業	町	
		生涯学習推進事業	町	
		外国語教育推進事業	町	
		中学生フィンランド国派遣事業	町	
		ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入事業	町	
		社会体育推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、それぞれの地域が歴史的背景、特性を生かしながら地域づくりを進め、コミュニティを形成していますが、人口の流出傾向は地域ごとに差はあるものの、全町的な傾向になっています。

そのため、町では、老朽化した公共施設を統廃合して維持管理・更新費を抑制しながら、その跡地で住環境整備等を行うとともに、移住定住促進に有効なソフト施策を積極的に展開することを骨子とした「第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画（平成30年）」を策定し、人口減少対策や公有地の有効活用、公共施設の機能集約による「小さな拠点化」に取り組んでいくこととしています。

また、「地域おこし協力隊」など都市部からの人材確保施策を積極的に活用し、集落の維持・活性化に努めるとともに、集落の基盤組織である自治会の活動の充実を図る必要があります。

(2) その対策

(ア) 居住環境の整備とともに、交通ネットワークの形成を図ります。

- (イ) 農村景観の保全を図ります。
- (ウ) 自然体験学習ゾーンの整備を促進します。
- (エ) 噴火災害に配慮しながら各地域の整備を図ります。
- (オ) 持ち家取得や空き家の流通促進等に資する施策展開などに取り組みます。
- (カ) 都市部住民などに町の魅力をPRし、移住促進を図るほか、町の魅力の向上や交流の促進に向けた取り組みを官民協働で推進します。
- (キ) 公共施設の統廃合、機能集約化を推進します。
- (ク) 地域おこし協力隊など、地域外のノウハウ・人材を積極的に活用します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9	集落の整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	集落整備	自治会活動推進事業 連合自治会の活動費への助成	町	
		自治会育成支援事業 自治会の活動費への助成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、世界に認められた洞爺湖有珠山ジオパークの貴重な地質遺産を有し、火山の活動記録等の貴重な資料も併せ持っています。

また、先人達が築いてきた郷土の歴史や昭和の大横綱北の湖の資料などが展示されている壮瞥町郷土史料館・横綱北の湖記念館があり、さらに洞爺湖畔には人と自然が触れ合う野外の彫刻公園が整備されています。

子どもから高齢者まで、日常的な文化活動を通じて心の豊かさを育むとともに、SNSなどで情報発信し、より多くの観光客などに壮瞥町の貴重な文化を体感してもらうことが重要です。

（２）その対策

（ア）有珠山・昭和新山の活動記録やデータなどの整理・保管、関連施設の整備、運営、更新を図り、本町の文化である火山との共生を広く普及します。

（イ）一人ひとりが文化、芸術活動に触れ、楽しみ、創造する機会の充実を図ります。

（ウ）道の駅やＳＮＳなどによる情報発信に努め、観光客など来訪者の増加を図ります。

（３）計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等				
(3) その他				
		文化財保護事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、日本においても豪雨災害で甚大な被害が出るなど、気候変動の影響が顕在化しています。こうした影響は、今後もあらゆる分野に及ぶことが懸念されており、その主な要因として温室効果ガスによる地球温暖化があげられています。

北海道では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策推進計画（第３次）を策定し、令和３年度から取組を開始しています。

本町においても、令和元年に「壮瞥町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町が実施する事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進しています。

本町には温泉水に恵まれた地区が多く存在しており、温室効果ガスの排出量削減につながる再生可能エネルギーとしての利用が期待されており、すでに地熱利用野菜団地で冬期間の栽培ハウス内の熱源として利用されています。

蟠溪地区の温泉水は、源泉温度も高く大変恵まれた資源ですが、旅館などの入浴用として使用しているのみで、余剰分を有効利用できていないのが現状です。

今後はこういった温泉水を新たなエネルギーとして活用する取組が求められます。

(2) その対策

余剰している温泉水等の有効活用方法について検討し、再生可能エネルギーとしての利用を促進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進				
(1) 再生可能エネルギー利用施設				
		地熱エネルギー設備等管理事業	町	
		温泉供給施設高効率化改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 災害に強いまちづくり

平成12年3月31日に噴火した有珠山災害では、直接的な被害への対応以外にも災害情報の伝達、緊急避難路の確保、火山周辺地域の土地利用、観光産業のあり方、公共施設の再配置等様々な課題がより明確になりました。

次期有珠山噴火に備え、壮瞥町では、新型コロナウイルス感染症にも対応した防災備蓄計画の改訂を実施し、災害種別に合わせた避難所標識の整備や新規の防災マップの作成も行います。

本町を含む有珠山周辺地域は1663年の噴火以来、今回で8回の噴火が記録されており、その火山構造、噴火史からみても将来的に噴火を繰り返す可能性が高く、近隣市町や関係機関との防災連携強化、民間企業等との防災協定締結、自主防災組織の育成

など、防災・減災施策の推進が求められています。

② 民間活力の活用

公共施設の管理などに民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上や効率的な管理運営を図ることが必要です。民間活力を活用することで、新たな雇用の場も生まれます。

③ 情報の共有

町民誰もが町政に参画できる環境づくりを推進するには、積極的に行政情報を発信し町民との情報共有を図ることが不可欠です。毎月発行する広報や町ホームページ、SNSなどを活用し、より一層きめ細やかな情報提供を行う必要があります。

また、町内各地域で実施している町政懇談会では、町長などが直接町民の声を聴き、地域の課題について話し合う場として今後も継続し、協働のまちづくりを進めることが重要です。

(2) その対策

① 災害に強いまちづくり

(ア) 泥流・土石流対策

有珠山周辺に大量に堆積した火山灰による泥流土砂の流出を防ぐための対策を図ります。

(イ) 火山との共生

次期有珠山噴火に備え、地域防災計画を見直し、長期的視野にたった土地利用とまちづくりの推進、住民の自主防災組織の整備、防災備蓄計画に基づいた防災備蓄品の整備や防災訓練などの普及啓発活動など火山と共生するまちづくりを進めます。

国内初の世界ジオパークに認定された地域として、住民参加によるジオパーク関連事業を積極的に推進し、火山の恵みを享受しながら火山との共生を続けるため、火山について学ぶ機会を創出するとともに、次期噴火に向けた減災意識の醸成を図ります。

② 民間活力の活用

(ア) 公共施設の管理を指定管理者に委託するなど効率的な行財政運営を推進します。

(イ) 民間のノウハウを取り入れた事務の効率化や官民連携による地域活性化の促進など、民間活力を活用した取組を推進します。

③ 情報の共有

(ア) より見やすく、読みやすい広報誌面づくりに努めます。

(イ) 多様な媒体を使った行政情報発信を行います。

(ウ) 町政懇談会等に参加しやすい環境づくりを推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
	(1) 災害に強いまちづくり			
		防災活動推進事業	町	
	(2) 民間活力の活用			
		公共施設管理事業（指定管理者制度）	町	
	(3) 情報の共有			
		広報発行事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壮瞥町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分				
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	ブランド普及啓発事業 まちの魅力を発信する団体等への助成	町	
2	産業の振興			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	緑肥作物振興事業 緑肥を導入する農業者への助成	町	
		りんごまつり事業 りんごまつりを運営する団体への助成	町	
		廃プラスチック適正処理事業 農業生産で排出される廃プラスチックを適正処理する農業者への助成	町	
		青年農業者組織育成支援事業 青年農業者団体の活動費への助成	町	
	商工業・６次産業化	新商品開発・販路開拓支援事業 商品開発や販路開拓に取り組む事業者への助成	町	
		起業化促進事業 起業または新分野に取り組む事業者への助成	町	
		住宅等リフォーム支援事業 住宅等をリフォームする町民への助成	町	
	観光	ジオパーク推進事業 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の運営費	町	
		昭和新山国際雪合戦事業 昭和新山国際雪合戦大会を運営する団体への助成	町	
		洞爺湖花火大会事業 洞爺湖ロングラン花火大会を運営する団体への助成	町	
3	地域における情報化			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	コミュニティFM放送局事業 コミュニティFM放送局の運営費	町	
		ＷＥＢサイト情報発信機能強化事業 ＷＥＢサイトのコンテンツ充実	町	

4 交通施設の整備、交通手段の確保				当該事業は地域の持続的発展に資するもので、効果は将来に及ぶものである。
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
公共交通	生活バス運行事業 民間事業者の湖畔線バス運行費への助成		町	
	コミュニティタクシー運行事業 民間事業者のコミュニティタクシー運行費への助成		町	
	国鉄胆振線代替バス運行事業 民間事業者の国鉄胆振線代替バス運行費への助成		町	
5 生活環境の整備				
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
生活	火葬場使用料負担事業 町民の伊達市火葬場使用料の負担軽減		町	
環境	蜂の巣駆除事業 公共施設等の蜂の巣駆除及び町民等の蜂の巣駆除処理料の負担軽減		町	
防災・防犯	街路灯運営事業 街路灯を管理する自治会等への助成		町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
児童福祉	子ども医療費無料化事業 高校生までの医療費の無料化		町	
	子育て応援祝金支給事業 子どもが生まれた世帯や小・中・高等学校に進学する子どもがいる世帯への出産・就学祝金等の支給		町	
高齢者・障害者福祉	福祉灯油購入助成事業 高齢者等の冬期間の灯油代への助成		町	
	在宅高齢者短期入所事業 在宅高齢者への短期入所サービスの提供		町	
	介護予防通所事業 在宅高齢者への通所サービスの提供		町	
	介護予防家事援助事業 在宅高齢者への家事援助サービスの提供		町	
	高齢者在宅生活支援事業 在宅高齢者への生活支援サービスの提供		町	
	緊急通報システム管理事業 在宅高齢者への緊急通報装置の貸出		町	
	長寿祝金支給事業 満88歳と満100歳に達する町民への祝金の支給		町	

			家族介護支援事業 要介護者を在宅介護している世帯の介護用品購入費への助成	町	当該事業は地域の持続的発展に資するものである。 将来に及ぶものである。
			老人クラブ活動推進事業 老人クラブの活動費への助成	町	
			高齢者路線バス無料化事業 70歳以上の町民の町内停留所間バス料金の無料化	町	
		その他	町営温泉施設等利用料負担事業 高齢者等の町営温泉施設等利用料の負担軽減	町	
7	医療の確保				
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業				
		その他	脳ドック検診料負担事業 町民の脳ドック検診料の負担軽減	町	
8	教育の振興				
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
		高等学校	壮瞥高校生徒通学定期補助事業 壮瞥高校生徒の通学定期代への助成	町	
		生涯学習・スポーツ	地域交流センター活動推進事業 地域交流センターでイベント等を運営する団体への助成	町	
		その他	高校生等通学定期補助事業 高校生等の通学定期代への助成	町	
9	集落の整備				
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		集落整備	自治会活動推進事業 連合自治会の活動費への助成	町	
			自治会育成支援事業 自治会の活動費への助成	町	